あきたアグリヴィーナスネットワーク会員募集要領

(募集対象)

第1条

県内で農林漁業に従事している女性、または、今後、従事することが確実な女性であり、 農産加工等に関心があり、県内での女性農業者のネットワークを活用し、会員相互や応援 団と情報交換や連携などに積極的に関わる個人とする。

(推進体制)

第2条

あきたアグリヴィーナスネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の事務局は、 秋田県農業経済課が行い、会員を広く募集する。

(入会の手続)

第3条

1 本事業に賛同し、入会を希望する方は「あきたアグリヴィーナスネットワーク参加申 込書」に記載し、事務局に提出して入会を申し込む。

提出先は秋田県農業経済課のほか、各地域振興局農業振興普及課でも受け付けることができる。

- 2 参加申込書の提出のあった地域振興局農業振興普及課は、参加申込書を農業経済課に 届ける。
- 3 事務局は申請内容が適当と認められる場合には、会員として登録する。
- 4 登録の取り消し

事務局は、次に該当する行為を行った場合には、会員の登録を取り消すことができる。

- (1) 「あきたアグリヴィーナスネットワーク規約」に反する行為
- (2) 法令、公序良俗に反する、または反する恐れがある行為
- (3) ネットワークの会員、応援団、参加者または第三者に損害または不利益を与える行為
- (4) ネットワークの会員、応援団、参加者または第三者を誹謗、中傷し、または名誉も しくは信用を傷つける行為
- (5) ネットワークを利用した政治活動、選挙活動、宗教活動、営利活動またはこれらに 類似する行為
- (6) ネットワーク活動の適切な実施・運営に支障を来たす行為

5 退会

- (1) 退会を希望する場合は、「あきたアグリヴィーナスネットワーク退会届」を事務局 に提出する。
- (2) 事務局は退会届があった場合には、会員から除外する。

(個人情報の取扱い)

第4条

ネットワーク会員の個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に 管理する。また、事務局は入手したネットワークの構成員及び応援団の個人情報は、各地 域振興局、会員が居住する市町村役場、県が事務局業務を委託する企業に提供し、共有す ることができるものとする。

本事業の推進に伴ってネットワーク会員が入手した個人情報については、各者が適切な 管理を行うものとする。

(その他)

第5条

この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

本運営要領は令和元年7月23日から施行する。